

保護者 様

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、学校において予防すべき感染症のうち「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準が「解熱した後2日を経過するまで」から、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となりました。

インフルエンザに感染した生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」について医師の診察を受ける必要性については、医師の指示にしたがってください。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

【インフルエンザ出席停止期間の数え方】

- ・「発症した後、5日」は発症日を0日とし、翌日を1日目とする。
- ・「解熱した後、2日」は解熱日を0日とし、翌日を1日目とする。

治 癒 報 告 書

長野県望月高等学校長 様

_____年 _____組 _____番

生徒氏名 _____

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

疾患名	インフルエンザ
発症日（咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日） または出席停止を開始した日	令和 _____年 _____月 _____日（ ） から
受診した医療機関名	
医療機関受診日	令和 _____年 _____月 _____日
治癒して、登校を再開した日	令和 _____年 _____月 _____日

令和 _____年 _____月 _____日

保護者氏名 _____

印 _____